

土地利用の基本方針（案）について

土地は、現在はもとより将来における市民のための限られた貴重な資源であり、社会のさまざまな活動に欠くことのできない共通の基盤となるものである。

土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先に、本市の有する自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用を進める必要がある。

また、今後、社会経済情勢を踏まえて土地利用を転換する際には、市民生活や産業経済活動等に必要と見込まれる土地需要に対し、適切に対応する必要がある。

（１）都市地域

人口減少、高齢化の進展の中で中心市街地の衰退や空洞化が見通されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、中心市街地における公共施設や商業施設等の都市機能の集積、未利用地等の有効活用を図り、まとまりのある市街地が形成されるよう、総合的な土地利用に努める必要がある。

（２）農業地域

農業の振興を図るため、計画的な生産基盤の整備を進めるとともに、優良な農地の確保に努める必要がある。また、他用途への転用を必要最小限に留めることとし、宅地や道路等の都市的土地利用にあたっては、農業の振興と地域の振興との調整を踏まえ、適正な土地利用を図る必要がある。

（３）森林地域

国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保と無秩序な開発の防止に努めるとともに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、整備と保全を図る必要がある。

土地利用概念図

